

## FamiPay 加盟店規約 (統一 QR「JPQR」普及事業 Web 受付システム用)

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネー「FamiPay」（以下「本マネー」といい、第2条第1号において定義します。）について、本マネー加盟店（第2条第7号において定義します。）と本マネーの取扱い、本マネー加盟店の管理に関する事項および本マネーに係る契約関係を定めることを目的とします。本マネー加盟店になろうとする個人または法人は、本規約に同意の上、本規約に基づき本マネー加盟店の申込みを行うものとし、なお、本マネー加盟店は、本規約に付随して当社が定める細則、ガイドライン（以下「本規約等」と総称します。）を遵守するものとし、

### 第2条 (用語の定義)

(1) FamiPay (本マネー) :

当社が、電磁的方法により本マネーシステム（第3号において定義します。）に記録される金額に応じた対価を利用者（第6号において定義します。）から得て発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項第1号）であって、利用者が、FamiPay 利用規約（以下「本マネー利用規約」といい、第5号において定義します。）に基づき、1本マネー＝1円として、ファミリーマートその他の本マネー加盟店（第7号において定義します。）との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に使用することができるもの

(2) 本マネーサービス :

利用者と本マネー加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において、当社が提供する本マネーを利用した決済手段であって、利用者が、本マネー利用規約に従い対価の全部または一部の支払いに本マネーを利用し、当社が本規約等に基づき、本マネー加盟店に対して利用された本マネー相当額を支払うサービス

(3) 本マネーシステム :

本マネーサービスを行うことができるよう構成された、当社が管理運営するシステム

(4) FM アプリ :

本マネーサービスを利用するために必要な利用者携帯端末向けのアプリケーションソフトであって、株式会社ファミリーマート（以下「FM」といいます。）と当社が共同して管理、提供するもの

(5) FamiPay 利用規約 (本マネー利用規約) :

利用者が本マネーを利用する際に適用される規約なお、本マネー利用規約に付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内なども含むものとし、

(6) 利用者 :

FM-ID 登録者であり、かつ本マネーのアカウント保有者である者または、本マネーのアカウントを保有しようとする者

(7) 本マネー加盟店：

当社または当社と提携している会社と本マネーサービスの利用に係る加盟店契約を締結し、本マネーサービスの利用により、利用者への商品の販売、役務の提供その他の取引を行う者

(8) 本マネー取扱店舗：

本マネー取引（第12号において定義します。）を行う本マネー加盟店の店舗または施設

(9) JPQR：

総務省の行う統一QRコードの普及事業（以下「JPQR普及事業」といいます。）により本マネー加盟店が発行を受けたもので、本マネー加盟店を特定するための情報その他本マネー加盟店店舗における決済に必要となる情報を記録したもの

(10) 決済用ステッカー等：

JPQRが記載されたステッカーその他の物で、本マネー取扱店舗における掲示、その他当社が指定する方法により本マネー加盟店が利用者に提示するもの

(11) 加盟店管理サイト：

本マネー取引に係る決済履歴の確認、本マネー取引の取消しその他本規約等に基づき本マネー取引に関して本マネー加盟店が実施すべき措置を実施するために当社が本マネー加盟店に対して提供するウェブサイト

(12) 本マネー取引：

利用者が、本マネー加盟店から購入する商品または役務の代金の全部または一部の弁済のために、本マネー加盟店に対し、本マネー利用規約に従って本マネーを使用する取引

(13) 本マネー取引金額：

1回の本マネー取引によって利用者が本マネー加盟店に対して使用した本マネーを、1本マネー＝1円として現金に換算した金額

(14) 加盟店手数料：

本マネー取引に関して当社と本マネー加盟店との間で代金が精算されることに係る手数料

(15) 入金手数料：

本マネー取引に関して当社と本マネー加盟店との間で代金の精算を行うにあたり、当社が金融機関に対して支払う振込手数料に関して本マネー加盟店が負担する金額

### 第3条（加盟店契約の申込み）

1. 加盟店契約の締結を希望する者（以下「新規加盟店希望者」という。）は、本規約に同意の上、当社に対し、以下に掲げる情報を提供して、加盟店契約の申込みを行うこととします。ただし、JPQR普及事業による申込手続を行う場合には、JPQR普及事業における所定の情報および資料ならびにこれらの他当社が加盟店審査のために請求する情報および資料を提供して、JPQR普及事業における所定の方法により加盟店契約の申込みを行うものとする。

(1) 商号、通称名、英文名、法人番号

(2) 本社所在地、電話番号、代表者/契約者の氏名・生年月日・性別・役職・自宅住所・電話番号、

契約者のメールアドレス、担当者の氏名・電話番号・メールアドレス、URL

- (3) 資本金、年商、従業員数
  - (4) 業種、販売方法
  - (5) 支払口座
  - (6) 支払計算書送付先
  - (7) 本マネー取扱店舗情報（店舗名・所在地、英文名、電話番号、店舗番号、取扱商品、免許・許可番号 等）
  - (8) 許認可証、店舗内外観、事業概要、登記簿謄本、本人確認資料、その他加盟店審査のため当社が請求する情報および資料
2. 前項の申込みを受け付けた場合には、当社は、当社所定の基準により新規加盟店希望者を審査し、承諾する場合には、その旨を当該新規加盟店希望者に対して通知します。この通知の発信をもって、本規約を内容とする当該新規加盟店希望者と当社との間の加盟店契約が成立するものとします（以下、当該成立した契約を「本契約」といいます。）。
  3. 当社は、新規加盟店希望者を本マネー加盟店として不適当と認めた場合、加盟店契約の申込みを拒否することができるものとします。この場合、当社は、新規加盟店希望者に対し、拒否の理由を開示しないものとし、これについて新規加盟店希望者は、あらかじめ承諾するものとします。

#### 第4条（加盟店管理）

1. 当社は、利用者から本マネー加盟店に対する苦情を受け付けた場合その他当社が必要と判断した場合には、本マネー加盟店の法令および本規約等の遵守状況その他本マネー加盟店として適切か否かの調査を行うものとします。
2. 当社は、前項の調査の結果、本マネー加盟店が販売または提供する商品等が適切でない場合、本マネー加盟店が本契約の義務に違反する場合その他本マネー加盟店が本マネー加盟店として不適切であると判断した場合、当該本マネー加盟店に対し、是正を求めることができるものとし、当該本マネー加盟店は、速やかに必要な措置をとることとします。

#### 第5条（本マネー加盟店の遵守事項等）

1. 本マネー加盟店は、本マネー利用規約および本規約等に基づく本マネー加盟店として、本マネー利用規約および本規約等に基づき、本マネー取引を行います。
2. 本マネー加盟店は、本マネー取扱店舗を当社所定の方法をもってあらかじめ当社に届け出てその承認を得るものとし、追加、取消の手續についても同様とします。
3. 本マネー、本マネーサービスまたは本マネーシステムに関する商標（FamiPay のロゴマークを含むこれに限られない。）、特許その他の知的財産権およびこれに準ずるノウハウ等が当社または当社が提携する者に帰属することを確認し、これらを本規約等に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとします。
4. 本マネー加盟店は、本マネー取引に関する情報、加盟店管理サイト、決済用ステッカー等およびこ

れに附帯する設備を本規約等に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとします。

5. 本マネー加盟店は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関係法令を遵守し善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うとともに、正当かつ適法な商行為に則り本マネー取引を行います。
6. 本マネー加盟店は、本マネー取引を行うに当たり、資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反するまたは公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱わないこととします。
7. 本マネー加盟店は、本マネー加盟店が利用者に対して販売または提供する商品等の内容に著しい変更があった場合には、当社に対し、遅滞なくその変更内容を報告するものとします。

#### **第6条（本マネー加盟店業務の委託）**

1. 本マネー加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約等に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託してはなりません。
2. 本マネー加盟店は、前項に基づき本規約等に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託する場合は、当該委託先をして本規約等を遵守させるものとし、当該委託先による本規約等の違反は本マネー加盟店の違反とみなします。

#### **第7条（加盟店の準備等）**

1. 当社は、本マネー取扱店舗に設置する決済用ステッカー等を指定し、本マネー加盟店は、当該決済用ステッカー等を本マネー取扱店舗に設置します。
2. 加盟店管理サイトに接続するために必要な機器の設置、本マネー取扱店舗内のネットワークの構築および加盟店管理サイトへの登録その他本マネー取引を行うために必要な当社所定の措置については、本マネー加盟店の費用と責任において行い、本マネー取引を行うことができる環境を整えるものとし、ます。
3. 本マネー加盟店は、決済用ステッカー等や前項に基づき整えた環境の維持管理に努めるものとし、ます。決済用ステッカー等や加盟店管理サイトへの接続環境の保守については、原則として本マネー加盟店の責任と費用において行うものとし、決済用ステッカー等が破損により使用することができなくなった場合は、JPQR 普及事業における所定の窓口にお問い合わせのものとします。また、加盟店管理サイトへの接続ができなくなった場合は、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うこととします。
4. 本マネー加盟店は、決済用ステッカー等を JPQR 普及事業において自らが取扱いを認められたもの以外の決済手段の利用を可能とするよう改変することその他の改変をしたり、破損、複製をしたりしてはならないものとし、ます。また、決済用ステッカー等や加盟店管理サイトへの接続環境について、定められた使用場所や使用方法以外の使用を行ってはなりません。

## 第8条（本マネー取引）

1. 本マネー加盟店は、本マネー利用規約の記載内容を承認し、利用者から本マネー取引を求められた場合は、本マネー利用規約および本規約等の定めに従い、本マネー取引を行うこととします。
2. 本マネー加盟店は、取扱店舗の店頭で本マネー取引を行う場合、以下の各号に従うものとします。
  - (1) 本マネー加盟店は、本マネー取引を行うにあたって、利用者が本マネー取扱店舗に掲示された決済用ステッカー等に記載された JPQR を利用者の携帯端末によって読取った場合に、当該端末に表示された内容が正確であることを確認した上で、利用者をして決済に必要な情報を入力させ、本マネーアカウントや取引金額その他当社が指定する本マネー取引に関する情報（以下「取引情報」といいます。）を本マネーシステムに送信させるものとします。
  - (2) 店頭での本マネー取引においては、利用者の本マネーアカウントから、決済端末に商品の購入その他の取引における代金（税金、送料等を含み、以下「取引代金」という）に相当する本マネーが、利用者の携帯端末を介して、引き去られ、当社が管理する本マネーシステムに、当該本マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとし、利用者の本マネー加盟店に対する代金債務が消滅します。
3. 本マネー加盟店が本マネー取引として決済に使用することができる本マネーは、取引代金のみとし、過去の取引代金の精算等その他の用途に本マネーを利用すること、通常1回の本マネー取引で処理されるべきものを複数回に分割して取引することはできません。
4. 本マネー加盟店は、本マネーの残額が取引代金に満たない場合は、本マネー加盟店の裁量で現金その他の支払方法により不足分の決済を行うこととします。
5. 本マネー加盟店は、本マネー利用規約に定めがあるときまたは当社から指示があったときを除き、本マネーを換金・払戻ししてはならないものとします。
6. 本マネー加盟店は、本マネー取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品、権利および役務等（以下「商品等」という）の引渡しまたは提供を行うこととします。ただし、直ちに商品等の引渡しまたは提供を行うことができない場合は、利用者に書面その他の方法をもって引渡し時期等を明示しなければなりません。

## 第9条（本マネー取引の円滑な実施）

1. 本マネー加盟店は、第10条および第11条に定める場合を除き、本マネー取引を求めた利用者に対して正当な理由なく本マネー取引を拒絶したり、現金その他の支払手段等の利用を要求したり、また、同一の商品等について本マネー取引によらない場合と異なる取引代金を請求する等、本マネー取引によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとします。
2. 本マネー加盟店は、本マネー取引により販売した商品等に関する一切の責任を負担するものとし、利用者から苦情、相談を受けた場合、本マネー加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合には、誠実な対応をもって適切かつ迅速にその解決にあたることとします。
3. 本マネー加盟店は、当社から依頼があった場合、利用者との本マネー取引の状況等の調査に誠実に協力することとします。

#### 第10条（本マネーの取扱禁止等）

1. 本マネー加盟店は、利用者から本マネー取引を求められたときであっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は本マネー取引を行ってはならないものとします。
  - (1) 有価証券および金券ならびに別途当社が定める商品等に係る取引である場合
  - (2) FM アプリまたは JPQR について利用者の携帯端末または本マネーシステムに無効または使用不可である旨の表示がなされた場合
  - (3) 偽造、変造と判断できる FM アプリまたは JPQR が使用されたとき、または不正使用と判断できる場合
  - (4) 利用者の携帯端末または本マネーが違法に取得されたものであると判断できる場合
  - (5) 本マネーシステムやネットワークの障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間、システム管理会社の休業日もしくは休業時間その他システム上の理由により一時的に本マネーの利用を停止している場合
  - (6) 本マネーシステム、利用者の携帯端末、決済用ステッカー等その他付随する機器等または通信回線のシステム障害、破損または電磁的影響、停電、天災事変その他やむを得ない事由により当社が本マネー取引を行うことができない場合
  - (7) 利用者が第26条1項各号に該当する場合
2. 前項第3号および第4号の場合、本マネー加盟店は、直ちに当社に通知することとし、当社の指示に従うこととします。

#### 第11条（本マネーの利用不能）

1. 本マネーの破損、決済用ステッカー等の本マネー取引に必要な機器等の故障、停電その他のやむを得ない事由により本マネー取引ができない場合、本マネー加盟店は、本マネー加盟店の裁量により現金その他の方法により利用者と取引代金の決済を行うこととします。なお、本マネー取引に必要なシステムやネットワークの障害時には、本マネー加盟店および当社は速やかな復旧に向けて協力し合うこととします。
2. 前項の場合、いかなる理由であっても当社は、本マネー加盟店に対して損害賠償その他一切の責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由による取引の不能により損害が生じた場合は、この限りではありません。

#### 第12条（電子的情報の送受信および本マネー取引の売上金額の確定）

1. 本マネー加盟店は、店舗での本マネー取引によって利用者の FM アプリにおける本マネーアカウントより引き去られた本マネーおよびこれに付随する情報（以下「本マネー取引データ」という）を第8条第2項第1号に定める手続により利用者の携帯端末から本マネーシステムに移転または送信させるものとし、また本マネーシステムよりネガデータ等を受信することとします。
2. 本マネー加盟店と当社間において、本マネー取引金額は、前項の規定に基づき本マネー加盟店が当社の定める手続により本マネー取引データを利用者携帯端末から本マネーシステムへ移転または送

信させた時点で確定するものとします。なお、第8条第2項第1号により送信された本マネー取引データに誤りがあった場合であっても、当社は責任を負いません。

### 第13条（手数料および精算金の支払）

1. 当社は、本マネー取引データについて、当社所定の取扱期間ごとに集計し、取扱期間における本マネー取引金額の総額を当社所定の支払日に本マネー加盟店に対して支払います。
2. 本マネー加盟店は、当社に対し、取扱期間における本マネー取引金額の総額に当社所定の料率を乗じ、1円に満たない額を切り捨てた金額を加盟店手数料として支払日に支払います。また、本マネー加盟店は、第5項の振込みに係る手数料について、当社所定の金額を入金手数料として支払日に支払うものとします。なお、前項の取扱期間、支払日、加盟店手数料の料率及び入金手数料の金額については、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により行います。
3. 当社は、本マネー加盟店に対し、取扱期間ごとに当該取扱期間の本マネー取引金額の総額ならびにこれに対応する加盟店手数料を当社所定の方法にて通知します。
4. 本マネー加盟店および当社は、取扱期間の支払日において、本マネー取引金額と加盟店手数料を対当額にて相殺し（以下、かかる相殺後の金額を「加盟店手数料控除後本マネー取引金額」という。）、その後、当該金額と入金手数料を対当額にて相殺します（以下、かかる相殺後の金額を「精算金」という。）。
5. 当社は、本マネー加盟店に対し、取扱期間における精算金を取扱期間に対応する支払日に本マネー加盟店指定の金融機関口座に振込む方法で支払います。なお、支払日が金融機関休業日の場合には前営業日に支払うものとします。
6. 前2項の規定にかかわらず、加盟店手数料控除後本マネー取扱金額が、入金手数料の金額に満たない場合には、当該取扱期間における精算金の支払は行わないものとし、当該取扱期間における加盟店手数料控除後本マネー取扱金額は、翌取扱期間の加盟店手数料控除後本マネー取扱金額と合算して、前2項の定めに従い、翌取扱期間に対応する支払日に支払われるものとします。
7. 本マネー加盟店は、当社から第3項に基づく通知がされた際には、直ちに通知の内容を確認するものとします。前条第2項にかかわらず、本マネー加盟店は当該通知を受領した日から30日以内に通知の内容について当社に対して異議の申出をすることができ、本マネー加盟店からかかる期間内に異議の申出があった場合は、ただちに本マネー加盟店と当社間で協議の上、対処するものとします。なお、本マネー加盟店が通知を受領した日から30日以内に異議の申出がない場合には、当社は、本マネー加盟店が通知の内容を異議なく承認したものとみなします。
8. 前条の規定および第16条第1項第3号にかかわらず、本マネー加盟店に故意または重大な過失がある場合を除き、利用者携帯端末から本マネーシステムに本マネー取引データの移転または送信がなされなかった場合で、当社において当該利用者のFMアプリに保存されていた記録により当該本マネー取引に係る本マネー取引金額の確認ができたときは、当社は本マネー加盟店に対し、当該本マネー取引金額に関して追加の支払を行います。



店に対して支払う義務を負わず、既に支払済みである場合は、当社は、本マネー加盟店に対し、当該本マネー取引に係る本マネー取引金額相当額の返還を求めることができるものとし、翌取扱期間における精算金から当該本マネー取引に係る本マネー取引金額相当額を差し引くことができるものとし、本マネー加盟店は、当社に対して当該本マネー取引に係る本マネー取引金額に対応する加盟店手数料の支払義務を負わないものとし、既に当社に対し、当該加盟店手数料を支払済みである場合は、翌取扱期間における精算金に当該加盟店手数料相当額を加算する方法により当社に返還を請求することができるものとし、

#### 第16条（不正な本マネー取引の処理）

1. 本マネー取引が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社は本マネー加盟店に対し、当該本マネー取引に係る本マネー取引金額の支払義務を負わないものとし、ただし、本項第3号に該当する場合であっても当社が当該本マネー取引に係る本マネー取引金額の支払を承認したときはこの限りではないものとし、なお、本マネー加盟店は、以下の各号のいずれかに該当する場合であっても、当該本マネー取引に係る本マネー取引金額に対応する加盟店手数料の支払義務を負うものとし、
  - (1) 本マネー利用規約に定められた手続に従わずに行われた本マネー取引である場合
  - (2) 取扱が禁止されている本マネー取引である場合（第10条違反）
  - (3) 第12条第1項に基づく本マネーの移転または送信および受信が行われなかった本マネー取引である場合
2. 本マネー取引が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、本マネー加盟店は、直ちに当該本マネー取引に係る本マネーの移転または送信を取り消す措置を取るものとし、なお、この場合、当該本マネー取引に係る本マネー取引金額相当額については、利用者の本マネーの残高に加算されます。また、当社が当該本マネー取引に係る本マネー取引金額を本マネー加盟店に対して既に支払済みである場合は、当社は、本マネー加盟店に対し、当該本マネー取引に係る本マネー取引金額相当額の返還を求めることができるものとし、翌取扱期間における精算金から当該本マネー取引に係る本マネー取引金額相当額を差し引くことができるものとし、
3. 本マネー取引が第1項各号のいずれかに該当する可能性があるとして当社が認めた場合、当社は、調査が完了するまで当該本マネー取引に係る本マネー取引金額の支払を拒絶することができるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとし、
4. 前項の調査開始より30日を経過しても第1項各号のいずれかに該当する可能性が解消しない場合には、当社は、当該本マネー取引に係る本マネー取引金額の支払義務を負わないものとし、
5. 前項の場合においても本マネー加盟店および当社は調査を続けることができるものとし、当該調査の結果、当社が当該本マネー取引に係る本マネー取引金額の支払を相当と認めた場合には、当社は本マネー加盟店に対し、当該本マネー取引金額に関して追加の支払を行うものとし、

#### 第17条（届出事項等）

1. 本マネー加盟店は、当社に届け出た商号、代表者、所在地、本マネー取扱店舗、振込指定金融機関口座その他本契約締結時に当社に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類、精算金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に本マネー加盟店に到着したものとみなすものとし、延着または未到着によって本マネー加盟店に生じた損害について、当社は一切の責を負いません。

#### **第18条（地位の譲渡等）**

1. 本マネー加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡することができません。
2. 本マネー加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡および質入れその他の担保設定等の処分をしてはならないものとします。

#### **第19条（情報の開示）**

本マネー加盟店は、当社が公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けたとき（国その他 JPQR 普及事業の実施に関わる者から開示要求を受けた場合を含みますが、それに限られません。）、第17条第1項に基づく届出事項その他本マネー取引に関する情報を開示する必要があることを予め承諾します。

#### **第20条（守秘義務）**

1. 本マネー加盟店は、適用法令もしくは行政官庁の命令、指示あるいは証券取引所の諸規則に基づき開示が必要とされる場合を除き、本契約の締結および履行に際して知り得た本マネーに関する一切の情報（事業に関する情報、利用者に関する情報および本マネーの技術上または営業上の機密を含むがこれらに限られません。以下、本条において「機密情報」という。）を機密として保持し、本契約以外の目的に使用し、または第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、機密情報が以下の各号のいずれかに該当する場合、本マネー加盟店は機密保持義務を負わない。
  - (1) 本契約締結時点において既に公知となっていた情報
  - (2) 本契約締結後に本マネー加盟店の義務違反によらずして公知となった情報
  - (3) 本契約締結後に本マネー加盟店が機密情報に基づかず独自に取得した情報
  - (4) 本契約締結後に正当な権限を有する第三者から本マネー加盟店が機密保持義務を負うことなく入手した情報
3. 本マネー加盟店は、第6条第2項の規定に基づき本契約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託する場合、本条に定める機密保持義務を当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うこととします。なお、当該委託先が本規約等に定める事項に違反した場合であっても、本マネー加盟店は本規約等に定める責を免責されません。
4. 本条の規定は、本契約終了後も効力を有します。

## 第21条（契約期間）

本契約の有効期間は、第3条第2項に基づく本契約の成立日から別途当社が定めて本マネー加盟店に通知した日までとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、本マネー加盟店または当社のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

## 第22条（解約）

本マネー加盟店または当社は、書面による1カ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本契約を解約できるものとします。

## 第23条（契約解除）

1. 当社は、本マネー加盟店が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知、催告を要することなく本契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができるものとします。
  - (1) 本規約等に違反したとき
  - (2) 営業に免許もしくは登録を要する場合に、監督官庁からこれらの取り消し処分を受けたとき
  - (3) 自ら振出または裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
  - (4) 強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分等を受けたとき
  - (5) 破産手続、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てを受け、または自ら行ったとき
  - (6) 前3号のほか信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
  - (7) 合併によらず解散したとき
  - (8) 合併、解散、減資または事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
  - (9) 前各号に掲げる事由があると合理的に判断されるとき
2. 当社は、本マネー加盟店が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、本マネー加盟店にその賠償を請求することができるものとします。
  - (1) 本契約の申し込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
  - (2) 本マネーサービスを悪用していることが判明したとき
  - (3) 資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反するまたは公序良俗に反するおそれのある商品等を本マネー加盟店が取り扱っていると当社が判断した場合
  - (4) 法令もしくは公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受けるおそれのある行為をしたとき
  - (5) 本マネー取引にかかる商品、サービスもしくは販売方法等、利用者からの苦情等その他の事由により、本マネーサービスにかかる当事者として不適当であると当社が判断したとき

## 第24条（契約終了後の措置）

1. 前3条により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた本マネー取引は有効に存続するものとし、本マネー加盟店および当社は、当該本マネー取引を本規約等に従い取扱います。ただし、当社が別途指定した場合は、本規約等と異なる取扱いをするものとし、第13条第6項の規定にかかわらず、加盟店手数料控除後本マネー取扱金額が入金手数料に満たない場合でも、入金手数料と本マネー取扱金額を対当額にて相殺し、入金手数料の残額について本マネー加盟店は支払義務を負わないものとします。
2. 本契約が終了した場合には、本マネー加盟店は、ただちに、決済用ステッカー等について、その掲示を中止し、その他当社の指示に従い必要な措置を施すものとします。
3. 本契約が終了した場合には、本マネー加盟店は、本マネー、本マネーサービスまたは本マネーシステムに関する商標（FamiPay のロゴマークを含むが、これに限られない。）、特許その他の知的財産権およびこれに準ずるノウハウ等の使用をただちに中止することとし、当社の指示に従い、商標等を用いた販促物の返還その他必要な措置を施すものとします。

## 第25条（損害賠償）

本契約に基づく業務を行うにあたり本マネー加盟店および当社が故意または過失により相手方に損害を与えた場合は、相手方に生じた損害（逸失利益、機会損失は除く）を賠償する責任を負います。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

1. 本マネー加盟店は、以下の各号に定める事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証する。また、本マネー加盟店は本マネー加盟店の親会社ならびに子会社等の関連会社（以下「関連会社」という）についても以下の各号に定める事項を現在かつ将来にわたって保証するものとし、この場合「自己」を「関連会社」と読み替えるものとします。
  - (1) 自己および自己の役員ならびに重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
  - (2) 自己および自己の役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - (3) 自己および自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - (4) 自己および自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - (5) 自己および自己の役員等が自らまたは第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為をしないことおよび法的な責任の範囲を超えて、不当な要求、相手方の名誉や信用の毀損または相手方の業務を妨害しないこと

- (6) 本契約に基づいて行う業務の一部または全部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと
2. 本マネー加盟店は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、当社に直ちに通知することとします。
  3. 当社は、本マネー加盟店が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、本マネー加盟店は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うこととします。また、当社は、本マネー加盟店が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、何らの通知催告を要することなく、精算金の支払を留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
  4. 当社は、本マネー加盟店が本条の規定に違反していることが判明した場合は、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとし、この場合、当社は、本契約を解除するか否かにかかわらず、精算金の支払を拒絶することができることとします。
  5. 当社は、本マネー加盟店が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、本マネー加盟店に対し当該損害の賠償を請求することができるものとし、この場合、当社は、前項の規定に基づき本契約を解除したことにより本マネー加盟店に生じた損害については、一切賠償する責任を負いません。

#### **第27条（本規約等の変更）**

当社は、当社所定の方法により、あらかじめ相当期間をもって加盟店に対して変更内容および効力発生日を告知することにより、本規約等を変更することができるものとし、この場合、当該効力発生日をもって、本規約等は変更されたものとし、この場合、当社は、前項の規定に基づき本契約を解除したことにより本マネー加盟店に生じた損害については、一切賠償する責任を負いません。

#### **第28条（準拠法および合意管轄裁判所）**

本契約に関する準拠法は、全て日本法とし、本マネー加盟店と当社の間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第29条（協議事項）**

本規約等に定めのない事項ならびに解釈上の疑義が生じたときは、本マネー加盟店当社双方協議のうえ、誠意をもって協議し円満に解決を図るものとし、この場合、当社は、前項の規定に基づき本契約を解除したことにより本マネー加盟店に生じた損害については、一切賠償する責任を負いません。

(2020年9月11日版)